男女共同参画局

男女共同参画は政府の重要かつ確固たる方針であり、国際的にも共有されている守るべき規範です。男女共同参画基本計画に基づき、あらゆる分野における女性の参画拡大、女性に対する暴力の根絶、男女共同参画の裾野を広げる地域における取組などを行っています。

総務課

調査室

推進課

男女間暴力対策課

性犯罪・性暴力対策室

男女がともに活躍できる社会へ
内閣府
男女共同
参画局

Cabinet Office

男女共同参画基本計画

男女共同参画局では、男女共同参画社会基本法（平成11年6月公布・施行）に基づき、5年ごとに「男女共同参画基本計画」を策定し、政府一体となった取組を総合的かつ計画的に推進しています。

令和2年12月25日に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（以下「5次計画」という。）では、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させていくとともに、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指すことを旨とし、

- 2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す
- そのための通過点として、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進める

こととしています。

また、5次計画では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和、女性に対するあらゆる暴力の根絶など、11の個別分野において、基本認識、施策の基本的方向及び具体的な取組を定めています。さらに、合計 91 の成果目標を設けており、EBPM の観点を踏まえ成果目標の達成状況や取組の進捗状況の点検を充実させるとともに、それに基づいて更なる取組を促すこととしています。

5次計画に基づき、女性が直面している具体的な課題を一つ一つ解決し、「すべての女性が輝く令和の社会」の実現に向けた取組を推進しています。

女性版骨太の方針（女性活躍・男女共同参画の重点方針）

各省庁の毎年度の予算編成プロセスや制度改正プロセスに女性活躍・男女共同参画の視点をしっかりと入れるため、毎年6月を目途に、政府として当該年度及び翌年度に重点的に取り組むべき事項を取りまとめた、「女性版骨太の方針」（女性活躍・男女共同参画の重点方針）を決定しています。

岸田内閣では、「新しい資本主義」の中核として「女性の経済的自立」を位置付け、いわゆるL字カーブの解消や男女間の賃金格差の是正、女性登用の一層の拡大に取り組むこととしています。こうした認識のもと、現在（令和6年4月）、「女性版骨太の方針 2024」の策定に向けて、政府一体で取組の具体化を進めています。

男女共同参画会議
（令和5年12月25日）

計画実行・監視専門調査会
女性に対する暴力に関する専門調査会

関係閣僚と民間有識者により構成され、男女共同参画に関する大きな方向性について総理官邸で議論を行う「男女共同参画会議」の下には、より具体的な議論を行うための二つの専門調査会（「計画実行・監視専門調査会」及び「女性に対する暴力に関する専門調査会」）が設置されています。

専門調査会では、５次計画の実行状況の監視や、女性の経済的自立、女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等、各分野における女性活躍の推進などの「女性版骨太の方針」策定に向けて集中的に議論すべき課題、女性に対する暴力の防止や被害者支援などについて、各府省の局長・審議官出席のもと議論を行っています。

計画実行・監視専門調査会
（令和５年 12 月 14 日）

DV・性暴力等の暴力の根絶

配偶者等からの暴力（DV）や性暴力等の暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。

このため、男女共同参画局では、最寄りの配偶者暴力相談支援センター等につながる DV 相談ナビを始め、DV 被害者の多様なニーズに対応できるよう相談体制の整備や民間シェルター等における被害者支援のための取組の促進を支援しています。

また、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター等の運営に係る支援や性犯罪・性暴力被害相談支援体制の充実を進めています。

さらに、「女性に対する暴力をなくす運動」や「若年層の性暴力被害予防月間」を始めとする広報啓発活動、女性に対する暴力の実態を把握するための調査研究、支援に携わる人材の育成を図るため各機関の職務関係者に対する研修等を行っています。

令和５年度女性に対する暴力をなくす運動
パープル・ライトアップ

令和５年度女性に対する
暴力をなくす運動
ポスター

令和６年度若年層の
性暴力被害予防月間
ポスター

国際的協調

男女共同参画は、国際社会の取組と密接に関係しており、国際的協調が重要です。また、近年はG7・G20 やアジア太平洋経済協力（APEC）において担当大臣会合が開催されるなど、国際的にも女性活躍や男女共同参画の重要性が高まっています。

男女共同参画局では、国連女性の地位委員会を始め、G7、G20、APEC、OECD 等における国際的議論への参画や各国との政策対話などを通じて、我が国の取組を効果的に発信するとともに、国際的な議論や海外の取組などを国内の議論に取り込むようにしています。また、2024 年に政府報告審査が予定されている女子差別撤廃条約を始めとして、男女共同参画に関連の深い各種の条約や国際規範・基準等を周知徹底するとともに、国内における実施強化に努めています。

G7 栃木県・日光男女共同参画・
女性活躍担当大臣会合
（令和５年６月 25 日）